

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

「コメントの概要」及び「金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
犯罪による収益の移転防止に関する法律	犯収法
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則	犯収法施行規則

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	アメリカも、含めた方が良いのではないか。	アメリカ合衆国につきましては、既に対象法域に指定しております。
2	日本国内に在住者が多く、かつ脱税者の割合が高い中国・ベトナム、世界的なサービスを開発するロシアを対象に加えるべきだと考える。	<p>通知対象の国又は地域の法制度が整備されていないければ通知の実効性に欠けること等に鑑み、トラベルルール（暗号資産・電子決済手段の移転時に送付人・受取人の情報を通知する義務）の対象は、我が国の通知義務に相当する規制が定められている国又は地域に所在する外国業者への移転に限ることとしております。</p> <p>現時点において、中国、ベトナム及びロシアは、我が国の通知義務に相当する規制が定められていないため、トラベルルールの対象外となります。</p> <p>なお、暗号資産交換業者及び電子決済手段等取引業者には、トラベルルールの対象外のウォレットとの取引については、その所有者情報を収集・保存することが求められます（犯収法施行規則第24条第8号及び第9号並びに第32条第6項及び第8項）。</p>